

姫路市優秀工事表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、姫路市及び姫路市上下水道局が発注した工事（以下「工事」という。）のうち、優秀な成績で完成した工事（以下「優秀工事」という。）を表彰することにより、受注者（工事における元請負人として契約した建設業者をいう。以下同じ。）の施工意欲を高めるとともに、健全な育成と施工技術の向上を図り、もって公共工事の品質の向上に資することを目的とする。

（対象工事）

第2条 表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、表彰する前年度に完成し、姫路市検査事務処理要綱（平成29年12月27日制定）第9条及び姫路市上下水道局検査事務処理要綱（令和4年4月1日制定）第9条の規定による工事成績評定結果の通知を受けた工事のうち、契約金額が1,000万円以上の工事とする。

（表彰対象部門）

第3条 表彰対象部門及び対象工事は、別表第1に定めるとおりとする。

（欠格事由）

第4条 対象工事の受注者が、表彰日が属する年度の前年度の4月1日から表彰日までの間（複数年度にわたって行う工事の場合は、工事契約締結日が属する年度の4月1日から表彰日までの間）に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該受注者が施工した対象工事を表彰の対象としないものとする。

- （1）姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）第1項又は第2項に該当したとき。
- （2）姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）による指名停止を受けたとき。
- （3）工事に係る契約に基づき、違約金の支払の請求を受けたとき。
- （4）表彰する年度の前年度に完成した対象工事（共同企業体（JV）の構成員として施工した工事を含む。）を複数施工した場合において、そのいずれかの工事成績評定点の合計が70点未満であったとき。ただし、同一の表彰対象部

門の工事に限る。

(5) 現場代理人及び主任（監理）技術者が法令遵守等に関して減点を受けたとき。

(6) その他表彰することが不適當であると認めるとき。

（優秀工事の決定）

第5条 財政局工事技術検査室長及び上下水道局水道部長は、対象工事の中から優秀工事の候補を市長に内申するものとする。また、内申の基準については別に定める。

第6条 市長は、姫路市優秀工事選考委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、優秀工事を決定するものとする。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、別表第2に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員長、副委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長において必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（報告）

第9条 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

（表彰の方法）

第10条 表彰は、市長が優秀工事の受注者に表彰状を贈呈することにより行うものとする。

(表彰の時期)

第 11 条 表彰は、市長が別に定める時期に行う。

(表彰の公表)

第 12 条 市長は、表彰を行ったときは、優秀工事及びその受注者を姫路市のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(庶務)

第 13 条 委員会及び表彰に係る庶務は、財政局工事技術検査室が行う。

(補則)

第 14 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

表彰対象部門	対象工事
土木部門	姫路市請負工事成績評定基準（土木 標準工事）で評定された工事（土木工事、舗装工事、造園工事等）
建築部門	姫路市請負工事成績評定基準（建築・設備 標準工事）で評

	定された工事のうち建築工事（建築工事等）
設備部門	姫路市請負工事成績評定基準（建築・設備 標準工事）で評定された工事のうち電気及び機械設備工事（電気工事、機械器具設置工事、管工事等）

別表第 2（第 7 条関係）

委員長	財政局長
副委員長	財務部長、工事技術検査室長
委 員	農林水産部長、道路管理部長、道路建設部長、公園部長、公共建築部長、市街地整備部長、河川部長、交通計画部長、スポーツ振興室長、教育総務部長、水道部長、下水道部長